

筑西広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する条例

平成4年12月4日
条例第8号

改正	平成8年3月29日条例第3号 平成13年10月16日条例第7号 平成14年12月25日条例第7号 平成18年3月30日条例第5号 平成21年4月1日条例第7号 平成22年11月18日条例第5号 平成23年11月2日条例第7号 令和2年2月19日条例第2号	平成12年3月29日条例第3号 平成14年7月19日条例第5号 平成17年3月28日条例第3号 平成21年2月27日条例第2号 平成21年11月30日条例第9号 平成22年11月30日条例第7号 平成30年2月26日条例第2号
----	--	---

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条及び第15条（これらの規定を同法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項及び第2項の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

(育児休業をすることができない職員)

第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員
- (2) 筑西広域市町村圏事務組合職員の定年等に関する条例（昭和59年組合条例第2号）第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員
- (3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

(イ) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）を超えて特定職に引き続き在職することが見込まれる非常勤職員（当該子の1歳到達日から1年を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、当該任期が更新されないこと及び特定職に引き続き採用されないことが明らかである非常勤職員を除く。）

(ウ) 勤務日の日数を考慮して組合規則で定める非常勤職員

イ 次条第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子の1歳到達日（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日
- (2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ

。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。)
当該子が1歳2か月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)
から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)
を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

- (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき
当該子が1歳6か月に達する日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として組合規則で定める場合に該当する場合

(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第2条の3 育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 育児休業をしている職員が産前の休業(筑西広域市町村圏事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成8年組合条例第2号。以下「勤務時間条例」という。)第10条の規定により準用する筑西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年筑西市条例第29号。以下「筑西市勤務時間条例」という。)第14条の規定による特別休暇をいう。以下同じ。)を始め、若しくは出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失い、又は第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同条に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。
- (2) 育児休業をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより当該育児休業の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。
- (3) 育児休業をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれ

ることにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。

(4) 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

(5) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

（育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情）

第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこととする。

（育児休業の承認の取消事由）

第5条 育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするときとする。

（育児休業に伴う任期付採用に係る任期の更新）

第6条 任命権者は、育児休業法第6条第3項の規定により任期を更新する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）

第7条 筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例（昭和48年組合条例第3号。以下「給与条例」という。）第19条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間（組合規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

2 給与条例第20条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整）

第8条 育児休業をした職員（会計年度任用職員を除く。）が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給の調整をすることができる。

（育児短時間勤務をすることができない職員）

第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員

(2) 筑西広域市町村圏事務組合職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により引続いて勤務している職員

（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情）

第10条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効

力を失い、又は第 13 条第 1 号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

- (2) 育児短時間勤務をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。
- (3) 育児短時間勤務をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児短時間勤務に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。
- (4) 育児短時間勤務の承認が、第 13 条第 2 号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。
- (5) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3 月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。
- (6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

（育児休業法第 10 条第 1 項第 5 号の条例で定める勤務の形態）

第 11 条 育児休業法第 10 条第 1 項第 5 号の条例で定める勤務の形態は、勤務時間条例第 5 条第 1 項の規定の適用を受ける職員について、次の各号のいずれかに掲げる勤務の形態（育児休業法第 10 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに掲げる勤務の形態を除き、勤務日が引き続き組合規則で定める日数を超えず、かつ、1 回の勤務が組合規則で定める時間を越えないものに限る。）とする。

- (1) 4 週間ごとの期間につき 8 日以上を週休日とし、当該期間につき 1 週間当たりの勤務時間が 19 時間 25 分、19 時間 35 分、23 時間 15 分又は 24 時間 35 分となるように勤務すること。
- (2) 4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 1 日以上の割合の日を週休日とし、当該期間につき 1 週間当たりの勤務時間が 19 時間 25 分、19 時間 35 分、23 時間 15 分又は 24 時間 35 分となるように勤務すること。

（育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続）

第 12 条 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、組合規則で定めるところにより、育児短時間勤務を始めようとする日又はその期間の末日の翌日 1 月前までに行うものとする。

（育児短時間勤務の承認の取消事由）

第 13 条 育児休業法第 12 条において準用する同法第 5 条第 2 項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認しようとするとき。
- (2) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認しようとするとき。

（育児休業法第 17 条の条例で定めるやむを得ない事情）

第 14 条 育児休業法第 17 条の条例で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 過員を生じること。
- (2) 当該育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員（育児休業法第 18 条第 1 項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員をいう。以下「任期付短時間勤務職員」という。）を任期付短時間勤務職員として引き続き任用しておくことができないこと。

（育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る職員への通知）

第 15 条 任命権者は、育児休業法第 17 条の規定による育児短時間勤務の例による短時間勤務をさせる場合又は当該短時間勤務が終了した場合には、職員に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

(育児短時間勤務職員等についての給与条例の特例)

第 16 条 育児短時間勤務をしている職員（育児休業法第 17 条の規定による育児短時間勤務の例による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 6 条第 2 項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第 3 条第 3 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第 6 条第 3 項及び第 5 項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第 6 条第 10 項	とする	に、算出率を乗じて得た額とする
第 11 条の 3 第 2 項第 2 号	再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 10 条第 1 項に規定する育児短時間勤務をしている職員（同法第 17 条の規定による育児短時間勤務の例による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）
第 13 条第 1 項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務職員等が、第 1 号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が 7 時間 45 分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 100（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 125）を乗じて得た額とする
第 13 条第 4 項	第 2 項	筑西広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年条例第 8 号。以下「育児休業条例」という。）第 16 条
第 13 条第 5 項	要しない	要しない。ただし、当該時間が育児休業条例第 16 条の規定により読み替えられた同項ただし書に規定する 7 時間 45 分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第 16 条に規定する勤務 1 時

		間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額とする
第19条第2項及び第6項	組合規則	育児短時間勤務職員等の勤務時間を考慮して組合規則
第19条第4項	給料	給料の月額を算出率で除して得た額
第19条第5項並びに第20条第3項及び第4項	給料の月額	給料の月額を算出率で除して得た額

（育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員の任用に係る任期の更新）

第17条 第6条の規定は、任期付短期間勤務職員の任期の更新について準用する。

（育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員についての給与条例の特例）

第18条 任期付短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第6条第2項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第3条第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第6条第3項及び第5項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第11条の3第2項第2号	再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）
第13条第1項	支給する	支給する。ただし、任期付短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする
第13条第4項	第2項	育児休業条例第18条
第13条第5項	要しない	要しない。ただし、当該時間が育児休業条

		例第 18 条の規定により読み替えられた同項ただし書に規定する 7 時間 45 分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第 16 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 150（その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 175）から 100 分の 100（その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 125）を減じた割合を乗じて得た額とする
第 18 条第 2 項	再任用職員	任期付短時間勤務職員

（部分休業をすることができない職員）

第 19 条 育児休業法第 19 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 育児休業法第 17 条の規定による短時間勤務をしている職員
- (2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）
 - ア 特定職に引き続き在職した期間が 1 年以上である非常勤職員
 - イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して組合規則で定める非常勤職員

（部分休業の承認）

第 20 条 部分休業（育児休業法第 19 条第 1 項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第 8 条第 1 項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30 分を単位として行うものとする。

- 2 筑西市勤務時間条例第 14 条の規定による育児時間として特別休暇を承認されている職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1 日につき 2 時間から当該特別休暇を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲で行うものとする。
- 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1 日につき、当該非常勤職員について 1 日につき定められた勤務時間から 5 時間 45 分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間を承認されている場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2 時間から当該育児時間を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

（部分休業をしている職員の給与の取扱い）

第 21 条 職員（会計年度任用職員を除く。）が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第 12 条の規定に基づき、その勤務しない 1 時間につき、給与条例第 16 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して支給する。

- 2 会計年度任用職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、筑西広域市町村圏事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和 2 年条例第 1 号。以下この項において「会計年度任用職員給与条例」という。）第 18 条及び第 28 条の規定にかかわらず、その勤務をしない 1 時間につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号の定める給与の額を減額して支給する。

- (1) 地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員 会計年度任用職員給与条例第 27 条に規定する勤務時間 1 時間当たりの報酬額
- (2) 地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員 会計年度任用職員給与条例第 17 条に規定する勤務時間 1 時間当たりの給与額

（部分休業の承認の取消事由）

第 22 条 第 13 条の規定は、部分休業について準用する。

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成8年3月29日条例第3号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条及び第8条の改正規定は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 この条例(前項ただし書きに規定する改正規定を除く。)による改正後の筑西広域市町村圏事務組合職員の育児休暇等に関する条例の規定は、平成7年4月1日から適用する。

附 則 (平成12年3月29日条例第3号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年10月16日条例第7号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年7月19日条例第5号)

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の筑西広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する条例の規定は、平成14年4月1日から適用する。

(経過措置)

第2条 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律(平成13年法律第143号。以下「改正法」という。)の施行の日前に改正法の規定による改正前の育児休業法第2条第1項の規定により育児休業をしたことのある職員(改正法の施行の際現に育児休業をしている職員を除く。)については、改正法の規定による改正後の育児休業法第2条第1項ただし書の規定に基づき、この条例による改正後の筑西広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する条例第3条で定める再度の育児休業をすることができる特別の事情には、改正法附則第2条第2項に規定する直近の育児休業に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったことを含むものとする。

- 2 前項の規定は、既に同項の規定により育児休業をしたことがある職員には適用しない。

附 則 (平成14年12月25日条例第7号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、(中略)平成15年4月1日から施行する。
(筑西広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正等)
- 8 平成15年6月1日に育児休業をしている職員の同日に係る期末手当に関する前項の規定による改正後の筑西広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する条例第5条の3第1項の規定の適用については、同項中「6か月以内」とあるのは「3か月以内」とする。

附 則 (平成17年3月28日条例第3号)

この条例は、平成17年3月28日から施行する。

附 則 (平成18年3月30日条例第5号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則 (平成21年2月27日条例第2号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整に関する経過措置)
- 2 この条例による改正後の筑西広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第8条の規定は、育児休業をした職員が施行日以後に職務に復帰した場合に

おける号給の調整について適用し、育児休業をした職員が施行日前に職務に復帰した場合における号給の調整については、なお従前の例による。

- 3 施行日において現に育児休業をしている職員が施行日以後に職務に復帰した場合における改正後の条例第8条の規定の適用については、同条中「100分の100以下」とあるのは「100分の100以下（当該期間のうち平成21年4月1日前の期間については、2分の1）」とする。

（筑西広域市町村圏事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

- 4 筑西広域市町村圏事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成8年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 5 育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり32時間までの範囲内で、任命権者が定める。

第3条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第17条の規定による育児短時間勤務の例による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の1週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（法第17条の規定による育児短時間勤務の例による短時間勤務をすることとなった職員にあつては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い、任命権者が定める。

第4条第1項中「任命権者は、」の次に「育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、」を加え、「再任用短時間勤務職員については、これらの日」を「再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日」に改め、同条第2項中「ただし、」の次に「育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき8時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、」を加え、「再任用短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改める。

第5条第2項本文中「8日（再任用短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日」を「8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上の週休日）」に改め、同項ただし書中「特殊の必要」の次に「（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）」を加え、「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改め、「1日以上の割合で週休日」の次に「（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）」を加える。

第9条第1項に次のただし書を加える。

ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、公務の運営に著しい支障が生じると認められる場合として組合規則で定める場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができる。

第9条第2項に次のただし書を加える。

ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、公務の運営に著しい支障が生じると認められる場合として組合規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

（筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の一部改正）

5 筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例（昭和48年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第6条の2中「勤務時間条例第3条第3項」を「勤務時間条例第3条第4項」に改める。

附 則（平成21年4月1日条例第7号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年11月30日条例第9号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成21年12月1日から施行する。ただし、第2条、第3条及び附則第4項の規定は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年11月18日条例第5号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成22年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行日前に第1条の規定による改正前の筑西広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する条例第3条第4号又は第10条第5号の規定により職員が申し出た計画は、同日以後は、それぞれ第1条の規定による改正後の筑西広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する条例第3条第4号又は第10条第5号の規定により職員が申し出た計画とみなす。

附 則（平成22年11月30日条例第7号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第2条及び附則第5項から第8項までの規定は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年11月2日条例第7号）

この条例は、平成23年12月1日から施行する。

附 則（平成30年2月26日条例第2号）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条並びに附則第4項から附則第8項までの規定は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年2月19日条例第2号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。